（別　紙）

諮問番号：令和３年度諮問第２号

答申番号：令和３年度答申第２号

答申書

第１　審査会の結論

審査請求人が、令和３年５月１２日付けで行った本庄市情報公開条例（平成１８年本庄市条例第２０号）第６条に基づく公文書公開請求について、処分庁本庄市教育委員会教育長（学校教育課）（以下「処分庁」という。）が行った「令和３年５月２６日付け本教学発第３６０号公文書部分公開決定通知書」に係る処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人は、令和３年６月１日、「本庄市教育委員会教育長の令和３年５月２６日付の審査請求人に対する行政文書（部分公開）決定処分（本教学発第３６０号)」を「取り消し、変更する」との決定を求めるとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を申し立て、令和３年７月１５日、反論書を提出した。また、その内容はおおむね次のとおりである。

（１）　本件審査請求に係る行政文書は、保護者会に係るものであり、個人の権利利益を侵害する怖れのないものである。もしそのような部分が存在し、非公開とされているならば、決定は違法と評価されるので開示されるべきである。また、臨時保護者会での学校側（校長）からの説明や保護者会で出された質問、意見については、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記

述等により特定の個人を識別できるものを除き客観的な事実に関する記録は、同条例第７条第１項第１号に該当せず、同条の規定により公開されるべきである。

（２）　「第３学年臨時保護者会で出された質問、意見」については、全面黒塗りで非公開とされたが、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人は識別できないが、公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの以外は、公開されるべきである。また、処分庁は、「非公開に該当する事由は開示されないことは当然であり、審査請求人からは、公開されるべき法的根拠の提出や具体的な事実の提示もない」とする。この趣旨は判然としないが、公開されるべき法的根拠は本庄市情報公開条例であり、保護者会開催の事実である。

（３）　理由付記制度の趣旨を踏まえ、非公開部分各々に明確に対応した非公開理由を付記することを徹底することを併せお願いする。また、本件部分公開についても、非公開部分の各々に明確に対応した非公開理由が付記されるべきであり、「「付言」のとおり非公開理由について具体的に記載している」との弁明は、のり弁公開ともいうべき本件「部分公開」では、失当と言わざるを得ない。

２　処分庁の主張

処分庁は、令和３年６月２９日付け（本教学発第５５７号）弁明書において、「審査請求の理由はなく、本審査請求は棄却されるべきである」と答弁し、その内容はおおむね次のとおりである。

（１）　本件処分の決定にあたっては、本庄市情報公開条例に基づいて、適正に判断し処理しているものである。

（２）　当該保護者会は対象者を中学校第３学年保護者に限定して行ったものであり、部外者に公開されることを予定していたものではない。当該保護者

会の記録には本庄市情報公開条例第７条第１号に該当する内容が含まれている部分があり、非公開と判断した。なお、同条例第７条第１号に該当しない教員の配置変更に関する説明等については公開している。

（３）　学校教育は、学校と家庭の連携のもと、信頼関係を前提に行われるものである。当該保護者会においても、学校が保護者との信頼関係を築き、協力して生徒への教育の質の向上を図ることを目的としている。そのため、部外者への公開を前提とせず、関係保護者を対象とした内容について説明を行い、その後、保護者からも率直な意見交換ができるよう質疑の時間をとっている。質疑では、保護者の思いが率直に述べられている。もしこの保護者会の記録をそのままに開示することになれば、今後同様の会議を開く場合に保護者の率直な意見交換が損なわれるおそれがある。その結果として、保護者と学校との信頼関係を前提とした適正な学校運営に支障を生じさせることにつながるおそれがある。

第３　調査審議の経過

令和　３年　９月１０日　審査庁から諮問書の受理

令和　３年１０月１１日　審議

令和　３年１０月２６日　審査請求人から主張書面の受理

令和　３年１１月１７日　審議

第４　審査会の判断の理由

本件審査請求に係る審査会の判断の理由は、次のとおりである。

１　本件審査請求について

審査請求人は、本件審査請求に係る行政文書は保護者会に係るものであり、個人の権利利益を侵害する怖れのないものであると主張し、もしそのような部分が存在し、非公開とされているならば、決定は違法と評価されるので開示さ

れるべきであると主張する。

これに対し、処分庁は、本件処分は本庄市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて処理され、当該保護者会の記録には本庄市情報公開条例第７条第１号に該当する内容が含まれている部分があり、非公開とし、それ以外は開示する判断をしたと答弁している。

また、同様に審査請求人が、「第３学年臨時保護者会で出された質問、意見」については文書の一部分が全面黒塗りで非公開とされ、のり弁公開ともいうべき本件「部分公開」では、失当と言わざるを得ないと主張する。

これに対し、処分庁が、質疑では保護者の思いが率直に述べられている。そのままに開示することになれば、今後同様の会議を開く場合に保護者の率直な意見交換が損なわれ、また、保護者と学校との信頼関係を前提とした適正な学校運営に支障を生じさせることにつながるおそれがあると答弁している。

このことから、当審査会では、まず、本件処分について部分的に非公開とされた情報が条例第７条第１号に掲げる非公開情報に該当するか否かを、次に、文書の一部分が全面黒塗りで非公開とされた「部分公開」の適否を検討する。

２　本件処分の妥当性について

（１）条例第７条第１号の該当性について

まず、審査請求人が、本件処分が保護者会に係るものであり、個人の権利利益を侵害する怖れのない部分が存在するのに非公開とされているとの疑いを向けている点であるが、処分庁が、条例に基づき適正に判断し処理しているものであると答弁している趣旨は、条例第１条で「この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障」している点にあると解される。

この点、条例が「公文書の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障」している趣旨とは、市民に対し市が保有する公文書を公開する権利を保障し、市には公文書を公開することを義務付けるものであって、市民の知る権利を保障することである。この点を受けて、条例第７条で市は請求者に対し、

公文書について原則公開しなければならないことを定めている。

しかし、全てを公開しなければならないものではなく、公開の例外として、非公開とすることができる情報を条例第７条各号に限定的に列挙し規定している。これは非公開とする範囲を限定的にすることにより、非公開の範囲を無制限に広げないためのものであって、その項目については一定の合理性が認められるものである。

そこで、本件処分に係る情報について鑑みるに、「中学校保護者会での記録」については、審査請求人も反論書にて記載しているとおり、「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」が認められ、当該記録に係る文書は、条例第７条第１号に規定する「個人に関する情報」に該当する。

したがって、処分庁が、当該記録に係る情報について、「個人に関する情報」として非公開としたことは妥当である。

（２）「部分公開」の適否について

次に、本件処分に係る情報は上記（１）のとおり「個人に関する情報」として非公開となるものであるところ、審査請求人が、「第３学年臨時保護者会で出された質問、意見」については文書の一部分が全面黒塗りで非公開とされ、本件「部分公開」が失当であると主張する点については、条例第８条で「公開請求に係る公文書に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない」と規定している。

この点、「容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるとき」とは、情報の内容のどの部分が非公開情報であるかという記載部分の区分を行うことが容易である場合、及び、公開部分と非公開部分の物理的分離が容易である場合で、かつ、請求者の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う内容の全部又は一部が、情報公開をしないことができる部分を除いた残りの部分によっても十分知り得ることである。

つまり、「部分公開」の実施に当たり、具体的な記述をどのように非公開とする（黒く塗りつぶす）のかについては、情報公開制度の目的に沿った、合目的的な実施機関の裁量に委ねられている。審査請求人の主張のとおり、原則公開の精神で行うものであることは明らかであり、安易に全体を黒く塗りつぶすことは不適切である。その意味は、非公開とした部分にどの分量で文字が書かれているかを明らかにするためではなく、非公開とした部分に公開すべき情報が含まれていることがあってはならないというものである。

他方、非公開情報である当該文字列が判読できない部分のみを黒く塗りつぶすことにより、記載の有無や文字の分量が判別され、特定の個人を識別し得る場合もある。黒く塗りつぶす方法が裁量に委ねられているのは、個別のケースに応じて、公開すべき情報及び個人に関する情報に留意しながら、非公開とすべき方法を検討する必要があるためである。

そこで、本件処分について鑑みるに、処分庁が答弁するとおり当該保護者会は対象者を中学校第３学年保護者に限定して行ったものであり、部外者に公開されることを予定していたものではなく、そのため、部外者への公開を前提とせず、関係保護者を対象とした内容について説明を行い、その後、保護者からも率直な意見交換ができるよう質疑を行い、その中には保護者の思いが率直に述べられており、その趣旨から黒く塗りつぶした非公開情報部分により、記載の有無や文字の分量が判別され、特定の個人を識別されてしまう危険を極力排除した点に特段の不合理は認められず、また、条例第７条第１号に該当しない教員の配置変更に関する説明等については公開しており、非公開とした部分についても特段の不合理は認められない。

したがって、本件「部分公開」は、情報公開制度の目的に沿った合目的的な裁量の範囲内であり、妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他の主張もしているが、本件審査請求に係る文書に関し

て、本件処分を行ったことについての適否については、上記「２」で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

４　審査会の結論

以上の理由から、当審査会は、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

矢部　喜明、増井　武文、羽田　真